

熊本市農業委員会総会議事録(案)

日時 令和2年9月8日(火)午後3時00分

場所 熊本市中央区千葉城町2番35号 熊本市教育センター大研修室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員(上記24名中2名が欠席)

8番 角居 登 17番 牧野 正治

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中22名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は皆様ご多用の中、農業委員会総会に多くの方が出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨日の台風10号は心配されていたような被害もほとんどなく、皆さんも安心されたことと思います。しかし、まだまだこれから台風シーズンですので、日頃から備えを万全をお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計

画などが主な議案となっております。総会の議事がスムーズに進行できますように、皆様のご協力、よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第の3の議事録署名者及び総会書記の指名をいたします。本日の議事録署名者には、15番の上妻孝一委員と16番の堀恭子委員を、書記に事務局の平井伸之参事を指名いたします。よろしく申し上げます。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請から第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの7件でございますが、議案の修正がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案の修正がございます。

まず、目次をめぐってください。目次の第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請の件数1件を取下げのため、件数ゼロ件となります。件数1件がゼロ件となります。

その下ですけれども、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の件数25件が件数24件になります。1件取下げのため件数24件になります。25を24に訂正をお願いします。

下にいきまして、合計も変わります。合計が211件ですが、2件取下げになりましたので、209件になります。

次に、9ページをお開きください。9ページの農地法の第4条の許可申請が1件ですが、取下げになっておりますので、斜線を引いていただけますか、斜線で処理をお願いいたします。

続きまして、16ページです。16ページの4号議案の5条申請ですが、24番です。24番が取下げになりましたので、斜線を引いてください。

以上で修正を終わります。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、31件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番から2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番と2番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借人はキャベツ、水稻を栽培されている法人で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、3番について地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、4番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

4番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはサツマイモ、サトイモ、ジャガイモを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻、ジャガイモ、タマネギ、レタスを作付される計画です。

6番と7番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、4番から7番までについて地元委員の報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

8番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番、9番は関連で、8番は経営拡張による使用貸借権設定の申請です。借人は水稻、花卉、露地野菜を作付されており、許可後は水稻、花卉、露地野菜を作付される計画です。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、花卉、露地野菜を作付されており、許可後は水稻、花卉、露地野菜を作付され

る計画です。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は水稲、露地野菜を作付される計画です。

11番から13番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

以上6件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、8番から13番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

14番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張による賃貸借権設定の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

15番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は農地所有適格法人で牧草を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。

以上5件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、14番から18番まで地元より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

6番 谷口憲治委員

6番委員の谷口でございます。

19番から31番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番から21番は関連でございます。同一人による経営拡張のための申請で、19番と21番が使用貸借権の設定、20番が所有権移転の申請となっております。譲受人はスイカを生産される専業農家で、許可後におきましても主にスイカを作付される予定でございます。

22番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はスイカ、ショウガを生産される専業農家で、許可後はスイカを作付される予定でございます。

23番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借受人は水稻、スイカ等を生産される専業農家で、許可後はスイカを作付される予定でございます。

24番につきましても、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借受人はナス、タケノコ等を生産される専業農家で、許可後はキャベツを作付される予定となっております。

25番も、同じく経営拡張のための賃借権設定の申請です。借受人はミカンを生産される専業農家で、許可後もミカンを作付される予定です。

26番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜、ミカンを生産される兼業農家で、許可後は露地野菜を作付される予定です。

27番と28番は関連でございます。所有権移転の申請で、耕作の便宜上交換されるものです。27番の譲受人はミカンを生産される兼業農家で、許可後もミカンを作付される予定です。28番の譲受人はミカンを生産される専業農家で、許可後もミカンを作付される予定です。

なお、27番の譲受人と28番の譲渡人は親子の関係で、今回は譲渡される父に代わって申請地を取得されることから、申請理由につきまし

ては耕作の便宜上の交換となっております。

29番は、経営拡張のための賃借権設定の申請でございます。借受人は水稲、スイカを生産される専業農家で、許可後はスイカを作付される予定となっております。

30番は、農地所有適格法人からの経営拡張のための所有権移転の申請でございます。譲受人はキュウリを生産される法人で、許可後もキュウリを作付される予定です。

31番は、親子間での使用賃借権設定の申請で、後継者への経営移譲の再設定分でございます。譲受人は水稲、カボチャを生産される専業農家で、許可後も引き続き、水稲、カボチャを作付される予定となっております。

以上13件につきまして、先の地区委員会で検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より19番から31番まで報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願、耕作農地1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会で協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番について、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

熊本地方裁判所において競売に付される東区画図町大字所島農地の入札参加に必要な競売買受適格証明願です。入札期間は令和2年10月13日から令和2年10月20日までとなっております。願ひ出人に先日の地区委員会へご出席をいただき、聞き取り調査を行いました。願ひ出人は現在、水稲や大豆を生産される専業農家で取得後は大豆、ナスを作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において、農地法第3条の規定に照らし、

検討した結果、同条第2項各号のいずれにも該当しておらず、競売買受適格者として証明することに何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。

　　なお、願い出人が最高価格申受人となられた場合、農業委員会農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の公示と異なっていないと会長が認めるときは、許可証を交付してよろしいか、お諮ります。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、24番が取下げになりましたので24件でございます。地元委員よりの報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番と2番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、土木建設業を営む法人が賃借権を設定し資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであり、かつ譲受法人の代表者が集落に居住していることから、不許可の例外に該当するものと判断しました。代替性検討表は添付されております。土地利用計画は他地目を含む総事業面積1,711㎡に、碎石、山砂、建設機械置場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。資力、

信用等転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

2番は、老人ホームを経営する法人が所有権移転し、リハビリ用広場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、同一事業の目的で全体面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えないものに該当し、許可は可能です。土地利用計画は、老人ホームの入所者の遊歩道等リハビリ用広場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、1番から2番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

3番から6番について、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番から5番までは関連で、宅地建物業取引業を営む法人が所有権移転し建て売り住宅、公衆用道路、公園へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する区域内で10ha未満の規模の農地の区域内にあり、第2種農地と判断されます。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、立木を含む総事業面積3,891.26㎡に建て売り住宅12棟の建築及び公衆用道路、公園を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等転用行為の確実性が

認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。工事期間は、令和4年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と事前協議済みとのことです。

6番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転し資材置場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する区域内で10ha未満の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討については、事業計画書に記載されております。土地利用計画は、土木資材の2次製品置場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。工期は、令和2年12月15日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番から6番について地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、3番から5番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業委員会により意見を聴取することといたします。
　　続きまして、7番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

7番から10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の

集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積353㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

8番は、不動産業などを営む法人が所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。土地利用計画は、既存資材置場859㎡に対し、今回の申請面積428㎡を拡張し、基礎工事に必要な砕石や路盤材などを置く資材置場として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、令和2年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

9番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積257㎡に個人住宅木造2階建て1棟及び公衆用道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第12号に係る許可の運用基準により、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

10番は、不動産業などを営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利

用計画は、転用面積1,009㎡に建売住宅木造2階建て4棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのこと。工事期間は、令和3年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、7番から10番について地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

11番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

11番は、木材販売業を営む法人が所有権移転による資材倉庫への転用許可申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は、転用面積1,148㎡に販売用木材を保管する倉庫及び資材置場、作業車両の旋回、駐車スペースとして整備される計画で、妥当な面積だと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日、地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、11番について地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、12番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

12番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番から14番は関連で、不動産等を営む法人が所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積2,139㎡に建売住宅木造2階建て9棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地の一部は宅地として利用されており、今後このようなことが無いようにする旨の始末書が提出されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年10月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

15番から16番は関連で、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積503.52㎡に個人住宅木造平家建て1棟の計画です。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年6月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上5件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひい

たします。

議長 長 ただいま、12番から16番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

17番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積511.35㎡に木造平家建て住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また開発許可が必要となりますが、開発指導課への事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和3年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

18番は、所有権移転による個人住宅及び道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平家建て住宅1棟487.61㎡及び道路79.86㎡を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また開発許可が必要となりますが、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。道路部分については、南区土木センターと市道帰属の協議中です。工事期間は、令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認

しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、17番から18番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

19番について、地区委員会で協議状況について報告いたします。

19番は、土木建設業を営む個人からの資材置場への転用のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は工事用の山砂、砕石等の資材置場として利用する計画であり、転用面積342㎡は妥当な面積と判断いたします。土地取得費など必要な資金については残高証明書により確認しており、そのほか排水同意書等必要書類も添付されております。また、工事に伴う土砂の流出や崩壊、転用後における周辺農地への被害等は発生しないものと思われまふ。工事期間は、許可日から令和2年12月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会におきまして現地を確認し、立地基準及び一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、19番について地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、20番。

20番 内田政憲委員

20番、内田です。

20番から25番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番は、農家住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地367㎡に木造2階建て建築面積66.24㎡の農家住宅1棟を建築されるものであり、計画面積は妥当なものと判断いたします。また、建築費などの資金については、融資証明書により確認しており、その他、排水同意書などの必要書類も添付されております。工事計画は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの予定で、許可後は計画に基づき速やかに着手されることを確認しております。

21番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地499㎡に木造2階建て建築面積159.82㎡の個人住宅1棟を建築されるものであり、計画面積は妥当なものと判断いたします。また、土地取得費、建築費などの資金については、残高証明書により確認しており、その他、排水同意書などの必要書類も添付されております。工事計画は、令和2年11月1日から令和3年10月31日までの予定で、許可後は計画に基づき速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要ですが、開発行為の事前審査回答済みです。

22番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地499㎡に木造平家建て建築面積89.43㎡の個人住宅1棟を建築されるものであり、計画面積は妥当なものと判断いたします。また、土地取得費、建築費などの資金については残高証明書により確認しており、その他、排水同意書などの必要書類も添付されております。工事計画は、令和2年11月1日から令和3年10月31日までの予定で、許可後は計画に基づき速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制

度指定区域内で、開発許可が必要ですが、開発行為の事前審査回答済みです。

23番は、道路後退部分を含めた個人住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地275.77㎡のうち道路後退部分11.77㎡を除いた264㎡に木造平家建て建築面積99.99㎡の個人住宅1棟を建築されるものであり、計画面積は妥当なものと判断いたします。また、土地取得費、建築費などの資金については融資証明書により確認しており、その他、排水同意書などの必要書類も添付されております。工事計画は、令和2年9月30日から令和3年3月31日までの予定で、許可後は計画に基づき速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要ですが、開発行為の許可申請済みです。

25番は板金業を営む個人からの駐車場及び資材置場への転用のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。

なお、申請地については既に転用されており、農地法に全く無知であったため、許可を受けずに以前から駐車場、資材置場として使用していたということで、深く反省している旨の始末書が添付されております。土地利用状況は、申請地868㎡を従業員用の駐車場6台分及び金属製品などの資材置場として利用しており、転用面積は妥当なものと判断いたします。

以上5件、先の地区委員会において現地調査を行い、いずれの申請についても、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはないものと思われ、立地基準及び一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしているものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、20番から25番まで地元よりの報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、第6号議案でございます。この件につきま

しては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局

第5号議案、第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。
まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（6号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細18ページの1番から24ページの18番までの合計18件で、1番から9番までの9件が公社からの売渡し、10番から18番までの9件が公社による買取りです。面積は18件合わせまして、田2万5,284㎡、畑1万5,606㎡の合計4万890㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの19番から58ページの129番までの合計111件で、契約期間別では、6年未満が85件、10年以上が26件で、面積は111件合わせまして、田12万7,295㎡、畑16万8,790㎡の、合計29万6,085㎡です。権利の種類は賃借権及び利用賃借権、利用内容は水稻、畑作物、施設野菜、露地野菜、花卉、大豆、果樹、その他です。

次に、再設定分です。明細59ページの130番から61ページの136番までの合計7件で、契約期間別では、6年未満が3件、10年以上が4件で、面積は7件合わせまして、田2万6,253㎡、畑5,008㎡の、合計3万1,261㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、施設野菜です。

続きまして、第6号議案です。

62ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細63ページの1番から69ページの13番までで、契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が3件で、面積は13件合わせまして、田2万8,498㎡、畑1万2,992㎡の、合計4万1,490㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長

ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているこ

とでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、
4件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況の調査の結果
を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたしま
す。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続
のために必要とする証明の願い出です。願い出人は専業農家で対象農地
6筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていること
を地元農業委員が確認しております。

2番も、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続
のために必要とする証明の願い出です。願い出人は専業農家で対象農地
6筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われることを地
元農業委員が確認しております。

3番も、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続
のために必要とする証明の願い出です。願い出人は兼業農家で対象農地
5筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていること
を地元農業委員が確認しております。

以上3件について、先日の地区委員会において確認したところ、3件
とも、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審
議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番から3番まで地元よりの報告がございましたが、この
件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、4番。

16番 堀恭子委員。

16番委員、堀です。

4番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。
願出人は、水稻の栽培農家で、対象農地2筆につきましても現在水稻が栽培されていることを地元委員が確認しており、引き続き農地として適正に管理、耕作が行われていることから、先日の地区委員会におきましては証明書の交付について、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、4番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次に、第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から10番までの合計122件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議 長 次に、次第6、その他ですが、本日は何もございません。
それでは、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

どうもありがとうございました。それでは、お疲れさまです。

事務局

ありがとうございました。

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 00 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年9月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 上妻 孝市

署名委員 堀 恭子

書 記 平井 伸之